

氏名	宮崎 正宇
学位の種類	博士(社会福祉学)
報告番号	甲第 88 号
学位記番号	福博第 7 号
学位授与年月日	令和元年 9 月 24 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
論文題目	児童養護施設におけるリービングケアとアフターケアに関する研究 —レジデンシャル・ソーシャルワークを中心として—  Study for Leaving Care and After Care in Child Foster Care Institutions -Focused on Residential Social Work-
論文審査委員	主査 教授 杉原 俊二 (高知県立大学) 副査 教授 宮上 多加子 (高知県立大学) 教授 渡邊 浩幸 (高知県立大学) 教授 長澤 紀美子 (高知県立大学)

### 論文内容の要旨

児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークの実践は、入所前後のアドミッションケアからインケア、リービングケア、アフターケアに至るまで連続性をもって展開されている。特に近年、児童養護施設では、高年齢児童の入所が増加していることから、「自立支援」が大きな課題になっている。実践現場において、レジデンシャル・ソーシャルワークは必要とされているものの、それに関する文献数はかなり少ない現状がある。また、リービングケアとアフターケアはとりわけインケアと比較すると、具体的な実践内容、方法、期間、実施者等が明確に整理・研究されている状況ではないため、レジデンシャル・ソーシャルワークの視点から取り組みの体系化を図る必要もある。

そうした背景を考慮して、本研究の目的として、自立支援を長期的視点で考えていくため、リービングケアとアフターケアの現状と課題に着目し、次の 3 点を明らかにすることとした。①児童養護施設でどのような形のリービングケアとアフターケアが実践されているのか状況把握を行う。②リービングケアとアフターケアにおけるレジデンシャル・ソーシャルワークの固有の機能と役割を施設での実践過程に関連させて明らかにする。③実際の業務において未分化な状態にあるケアワークとレジデンシャル・ソーシャルワークとの関係性を生活場面面接や社会福祉士の児童養護施設でのあり方とも関連させて明らかにする。

研究方法は、児童養護施設での経験年数が 5 年以上あり、社会福祉士資格を基本的に所持した児童指導員 12 名に個別の半構造化面接を実施した。データの分析手法は、KJ 法を採用した。

先行研究の検討の結果、児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークの体系化は概念規定を含め未だに形成途上であることが明らかになった。調査結果では、多くの施

設が、リービングケアとして、「応援面接」や「一人暮らし体験（練習）」等、施設が独自に考案した取り組みを行っていた。また、多くの施設が「アフターケア計画（記録）」を作成する等、組織的な支援を展開していた。

本研究の結論は3点である。1点目として、児童養護施設におけるリービングケアとアフターケアの実践は、広く地域福祉の観点から、連続性を持って切れ目ない支援が展開されることが重要であることが分かった。「自立支援コーディネーター」や「職業指導員」、「退所児童等アフターケア事業」の特徴的な実践も把握できた。2点目として、リービングケアとアフターケアにおけるレジデンシャル・ソーシャルワークの固有の機能と役割は、自立支援、家族支援、地域支援と大きく3つに大別することができた。職員が、マイクロレベル、メゾレベル、マクロレベルにおいて、様々な方法を組み合わせながらレジデンシャル・ソーシャルワーク実践を展開していることが確認できた。3点目として、児童養護施設におけるケアワークとレジデンシャル・ソーシャルワークの関係は、両者の結節点に生活場面面接を位置づけることで、連続性があると捉えることができた。また、児童養護施設における社会福祉士の役割として、相談援助をはじめ、「権利擁護（アドボカシー）」、「多職種連携」、「ネットワーキング」を中心に担うことが重要であることが分かった。

### 審査結果の要旨

児童養護施設（以下、「施設」とする）におけるレジデンシャル・ソーシャルワークの中で、卒園（年齢のための措置解除）後の支援である「アフターケア」とその準備段階である「リービングケア」については、全国の施設でばらつきがある。先進的な実践例を持つ施設がある一方、なおざりにされたままの施設もあることは、施設関係者の一部で知られていた。こういった状況を打開するために、広くアフターケアとそれに伴うリービングケアについて、先進的な取り組みをしている12施設を取りあげ、アフターケアとリービングケアに詳しいソーシャルワーカーから聞き取り、分析をしたものが本論文である。

先行研究の分析では、アフターケアやリービングケアについての検討がほとんどなく、平成16年改正の児童福祉法に追記されているにもかかわらず、十分な対応ができていない状況が垣間見えた。また、理論的にも体系的に分析されたものがほとんどなく、いわば「未開拓の領域」であることがわかった。

インタビュー調査においては、半構造化面接を行い、逐語録からコード化したものを元ラベルとして、KJ法をおこなっている。実のところ、先進的な取り組みをしている施設でも、絶え間ない工夫を重ねているところが垣間見られた。多くの施設の共通点としては、アフターケアについての何らかの記録を残していることであり、卒園後に発生する福祉ニーズに対して、「何とかしようとしている」姿が浮き彫りになっていた。

博士論文一次審査で指摘されていたのは、研究目的（リサーチクエスション）に対して「明確に答えていない点」であった。注意を凝らしてみると、「第3章 総合考察」や「終章」に分散して書かれているのだが、やはり「ひとまとめに、明確に」書いておく必要があるの

ではないか、という指摘に対して、総合考察を見直す形で明確にしていた。また、「専門領域外の人を読んでも意義が分かる論文にする」という指摘に対しても、できるだけ応えていた。また、「この博士論文のオリジナリティは何か」についても、最先端の実践を集約し、できるだけ理論化して、各施設へフィードバックするといった点を、きちんと明示することができていた。

今後の研究に対しては、これまでの成果を、施設運営に生かすことができるように啓発をして行きたいとの感想を述べていた。また、今度は卒園生からの声を拾い上げ、より具体的なニーズを明らかにして、今後のアフターケアやリービングケアに活かすことを考えていた。すでに、今年度の後半からインタビューを開始する予定であり、すでに高知県内の施設長に呼びかけ賛同を得ている。これらも博士論文としてまとめ上げた成果と考えられる。

質問に対して、誠意をもってきちんと答えていたが、結論を最後に語るため、話が長くなる傾向があることも指摘されていた。これからは、研究者としてテキパキと答えられることが求められることも併せて指摘されていた。これからの研鑽にも期待する。

以上により、本学位審査論文は、学術的創造性や独創的を備え、学位授与の水準を満たしていると考えられた。よって、学位審査委員会は学位申請者 宮崎 正宇 氏が、博士（社会福祉学）の学位を授与される資格があるものと認める。